

電事連会長 定例会見要旨

(2023年3月17日)

電事連会長の池辺です。よろしくお願ひいたします。本日、私からは、1点目として「行為規制等遵守に向けた業界大の取り組み」、2点目として「GX実現に向けた基本方針の具体化と原子力の安全性向上に向けた取り組み」、3点目として「この冬の需給状況と節電のお礼」について申し上げたいと思います。

<行為規制等遵守に向けた業界大の取り組みについて>

はじめに、「行為規制等遵守に向けた業界大の取り組み」について申し上げます。お手元の資料1をご覧ください。

昨年12月以降、電力各社において、顧客情報や経済産業省の再エネ業務管理システムの不正閲覧事案が相次ぎ、電気事業連合会としても取り組むべき内容を検討してまいりました。本日の企業倫理等委員会では、システム面について、すでに各社において取り組んでいる対策に加え、行為規制遵守をより確実なものとしていくため、みなし小売電気事業者が使用するシステムについて、一般送配電事業者が非公開情報を保有するシステムから物理的に分割することにより、情報遮断を目指していくことについて、社長間で確認いたしました。

さらに運用面・体制面では、意識改革はもとより、各社におけるコンプライアンス徹底のための組織の拡充や、モニタリングの充実を行っていくことなどに加え、事業者団体として各社の取り組みの実効性を高めるため、2点の取り組みを決定いたしました。

まず、専任組織の組成です。本日、電事連に新たに「コンプライアンス推進本部」を設置いたしました。同本部は、先月の会見で「横ぐしを刺し、チェック体制を整える」と申し上げていた内容ですが、外部の専門家の知見を最大限活用しながら、各社の取り組みを横断的に確認し、その結果を各社へフィードバックすることで、各社が実効性の高い取り組みができるよう支援するものです。この組織も活用しながら業界全体の取り組みの底上げを図ってまいりたいと考えております。

2点目は、電事連行動指針の改訂です。本日付けで電事連行動指針に、電気事業法、個人情報保護法等の関連法令の遵守を明文化することで、会員各社も含め、自らの行動を改めて律することといたしました。

また、本日の企業倫理等委員会では、金融業界から講師をお招きし、コンプライアンスを徹底するための体制や仕組みと、現場の社員ひとりひとりに法令遵守意識を浸透させるための取り組み等についてお話しいただきました。経営側として、持つべき視点や取るべき方策についても議論させていただき、私どももこうした第三者の知見に真摯に学んでまいりたいと思います。

引き続き、電事連としても、コンプライアンスの徹底に、真摯かつ不断に取り組むことを通じて、社会の皆さまからの信頼の回復に努めてまいります。

<GX 実現に向けた基本方針の具体化と原子力の安全性向上に向けた取り組みについて>

続いて、「GX 実現に向けた基本方針の具体化と原子力の安全性向上に向けた取り組み」について申し上げます。

2月10日に閣議決定された「GX 実現に向けた基本方針」を実現する、いわゆる「GX 脱炭素電源法案」が2月28日に閣議決定されるとともに、現在開会中である国会に提出されました。本法案は、再エネの最大限の導入や、安全確保を大前提とした原子力の活用等に必要な法整備を進めるものであり、今後、成案に向けて審議されるものと承知しております。

また、原子力委員会において「原子力利用に関する基本的考え方」が2月20日に改定されるとともに、政府としてこの考え方を尊重することについて、2月28日に閣議決定されました。この基本的考え方は、今後の原子力政策について、国の長期的な方向性を示す羅針盤であり、原子力委員会での1年以上に及ぶ議論を経てまとめられたものです。安全神話から決別し、福島第一の事故の反省と教訓を真摯に学ぶこと、国民の信頼を得る努力を積み重ねることの重要性が引き続き示されるとともに、安全性確保を大前提としつつ、エネルギー供給における自己決定力を確保するために、準国産エネルギーである原子力エネルギーの活用を図っていく

ことが非常に重要であると明記されました。

日本のエネルギーの安定供給の再構築と、それを前提とした脱炭素化を実現する方策として、安全確保を大前提とした原子力の活用が明確に位置付けられたことについて、今後のエネルギー政策に関する大変重要な方針が示されたものと受け止めております。

福島第一原子力発電所の事故から 12 年を迎え、今なお多くの皆さまに多大なご迷惑とご心配、ご負担をおかけしていることを、原子力事業に携わる者として、大変申し訳なく思っており、このような事故を二度と起こさないとの強い決意の下、原子力発電が有する特性とリスクを常に認識し、新規制基準への適合に留まることなく、自主的かつ継続的に安全性を向上してまいります。

お手元の資料 2 をご覧ください。本日、原子力発電の安全性向上におけるトップコミットメントの重要性に鑑み、原子力事業者および外部団体である原子力エネルギー協議会（ATENA）、原子力安全推進協会（JANSI）および電力中央研究所・原子力リスク研究センター（NRRC）のトップが一堂に会し、自主的に安全性向上の取り組みを進める中で、それぞれの果たすべき役割や新たな取り組みなどについて議論を行いました。具体的には、原子力事業者は、電事連の安全マネジメント改革タスクチームの活動において、各社の取り組みを紹介し合うことで、ベストプラクティスを学び、自らの活動に取り入れるなど、引き続き不断に安全性を追求するとともに、長期運転も含め発電所を安全に運営するための施策に取り組むこと、また、これらの取り組みを各機関と連携して対応していくことを改めて確認いたしました。

私ども原子力事業者は、我が国にとって、将来にわたって原子力発電を活用していくことが不可欠と考えており、今後とも自主的に安全性を追求するとともに、原子燃料サイクルの確立に取り組んでまいります。また、原子力施設の状況や安全性向上の取り組み等について、産業界全体で、リスクコミュニケーションを図り、信頼の回復に努めてまいります。

<この冬の需給状況と節電のお礼について>

続いて、「この冬の需給状況と節電のお礼」について申し上げます。

昨年12月から今年1月にかけて、全国5つのエリアで電力需要が、10年に1度の厳しい寒さを想定した需要を上回る日もありましたが、電源の復旧前倒しや補修計画の変更など事前の供給力確保に取り組んだことに加え、何より皆さまからの節電のご協力もあり、安定供給を維持することができているものと考えております。これまで節電にご協力をいただいた多くの皆さまはもとより、節電のご協力の呼びかけを行っていただいた報道機関の皆さまにも、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

しかしながら、ウクライナ情勢の影響等による燃料供給途絶リスクは継続しており、昨年は3月に想定以上の気温低下による需要の増加があったことも踏まえると、電力需給は引き続き予断を許さない状況にあると認識しており、私どもとしても、引き続き緊張感を持って対応してまいります。皆さまにも3月末まで、無理のない範囲での節電をお願いしたいと思います。

<最後に>

本日のテーマ3点は以上になりますが、最後に会長人事について申し上げます。GX基本方針という日本のエネルギー供給の大方針が示され、電力業界が、エネルギーの安定供給、原子力再稼働に、具体的な行動を伴って取り組む必要がある一方、不正閲覧問題など自らの行動を律し、改革していくことも並行して取り組んでいかなければならないという、業界としてまさに重要局面を迎えております。そうした中、引き続き、私が会長職をお引き受けすることとし、本日、各社社長間で、合意に至りました。

重要な役割を担うことになると承知しておりますが、この3年間の経験も活かし、業界のため、ひいては、安定供給を通して電気をご利用いただくみなさまのお役に立てるよう、尽力してまいりますので、引き続きよろしく願いいたします。

本日、私からは以上です。

以上

2023年3月17日
電気事業連合会

行為規制等遵守に向けた業界大の取り組みについて

昨年12月以降、電力各社において、顧客情報や経済産業省の再エネ業務管理システムの不正閲覧事案が相次ぎ、電気事業連合会としても取り組むべき内容を検討してまいりましたが、本日の企業倫理等委員会において、以下の内容について取り組んでいくことを確認いたしましたのでお知らせいたします。

- ① システム面では、すでに各社において取り組んでいる対策に加え、行為規制遵守をより確実なものとしていくため、みなし小売電気事業者が使用するシステムについて、一般送配電事業者が非公開情報を保有するシステムから物理的に分割することにより、情報遮断を目指していくこと。
- ② 運用・体制面では、意識改革はもとより各社におけるコンプライアンスを徹底するための組織拡充やモニタリングの充実等を行っていくことに加え、事業者団体として各社の取り組みの実効性を高めるため、2点の対策を決定。

【コンプライアンス推進本部の設置】

電事連に新たに「コンプライアンス推進本部」を本日（3/17）付で設置すること。外部知見を活用しながら、各社の取り組みを横断的に確認し、その結果を各社へフィードバックすることで、各社が実効性の高い取り組みができるよう支援を行う。

【電気事業連合会行動指針の改訂】

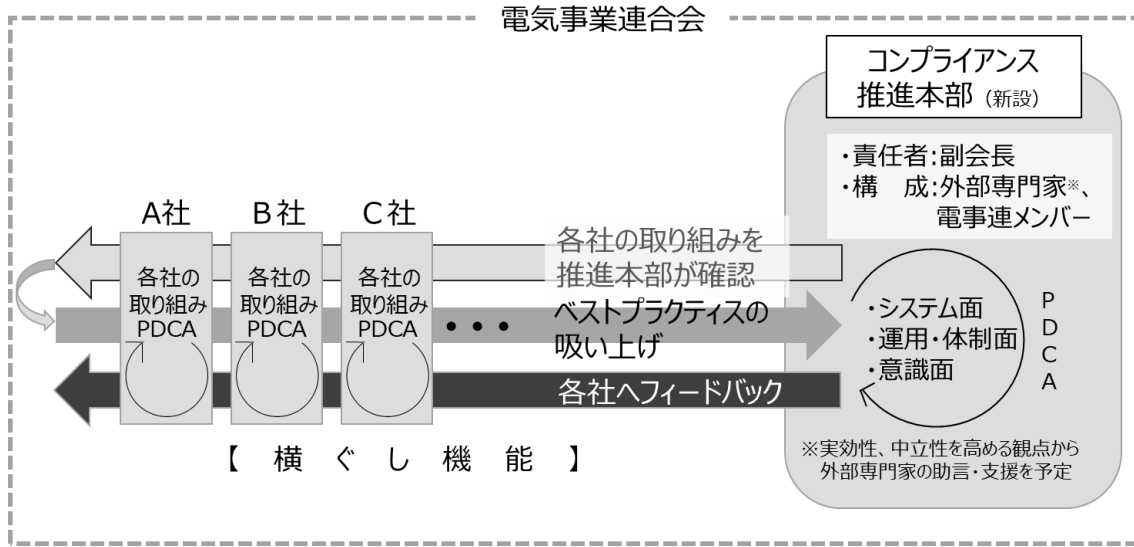
会員各社も含め、自らの行動を改めて律するため、本日（3/17）付で電事連行動指針（基本的施策）を改訂し、電気事業法、個人情報保護法等の関連法令の遵守を明文化する。

また、同じく本日の当委員会において、金融業界から講師をお招きし、コンプライアンスを徹底するための体制や仕組みと、現場の社員ひとりひとりに法令遵守意識を浸透させるための取り組み等についてお話しいただきました。経営側として、持つべき視点や取るべき方策についても議論させていただき、私どももこうした第三者の知見に真摯に学んでまいります。

以上

（別添）電気事業連合会 組織図

「コンプライアンス推進本部」のイメージ



「電気事業連合会行動指針」の追加（赤字部分）

II. 社会から信頼される事業者として

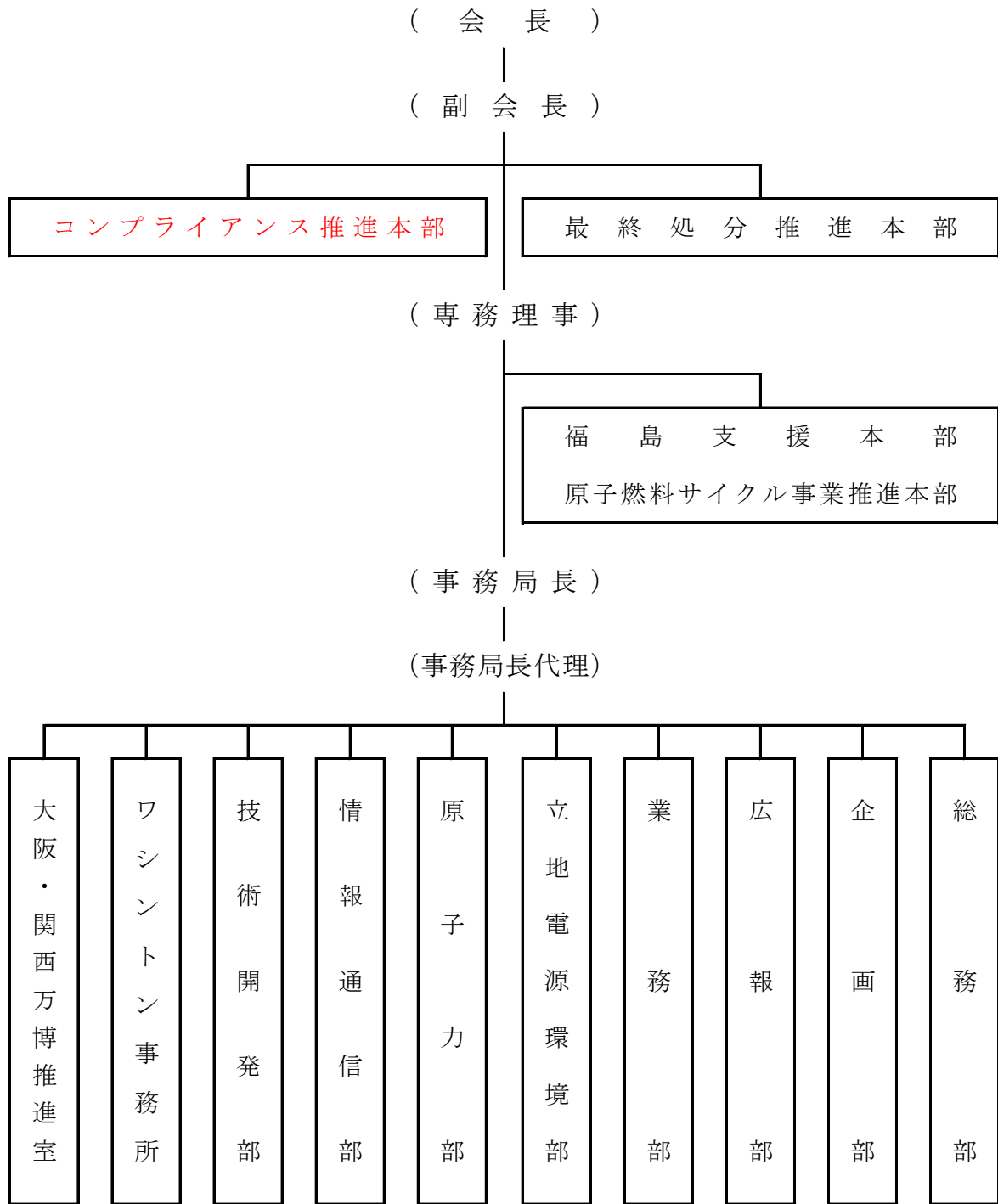
5. 法令遵守

- ・ 法令やルールの確実な遵守をあらゆる事業活動にわたって徹底する。また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な勢力とは断固として対決する。
- ・ 特に、電気事業に係る事業活動を通じて得られるお客さま情報の重要性を十分に認識し、電気事業法に規定する行為規制や個人情報保護法等の関連法令の遵守を徹底する。

「電気事業連合会行動指針の基本的施策」の追加（赤字部分）

5. 法令遵守

- 事業活動に関わる確実な諸法令・ルール遵守の徹底
 - ・ 幹部・管理職を含めた教育・研修の実施
 - ・ マニュアル等の整備・充実
- 電気事業法の遵守と公正な競争の確保
 - ・ 電気事業法に規定する行為規制等の遵守と事業者間の公正な競争の確保
- 独占禁止法の遵守と競争条件の公平性・透明性の確保
- 個人情報保護法の遵守とお客さま情報の厳格な管理・取扱いの徹底
- 知的財産権の適正な保護
- 人権尊重（児童労働・強制労働の禁止、不当な差別の排除等）
- 反社会的勢力、団体に対する毅然とした対応



2023年3月17日
電気事業連合会

私ども原子力事業者は、福島第一原子力発電所のような事故を二度と起こさないとの強い決意の下、原子力発電が有する特性とリスクを常に認識し、新規規制基準への適合に留まることなく、自主的かつ継続的に安全性を向上してきた。

昨年12月に原子力関係閣僚会議で示された「今後の原子力政策の方向性と行動指針(案)」では、運転期間の延長など既設炉の最大限の活用に取り組むことが示された一方で、その大前提として、安全神話に陥って悲慘な事態を防ぐことができなかつた反省を片時も忘れてはならず、事業者自らが自主的安全性向上に向けて安全マネジメントの改革を進めていくことが改めて明記された。

こうした中、今回、原子力発電の安全性向上におけるトップコミットメントの重要性に鑑み、原子力事業者および外部団体である原子力エネルギー協議会（ATENA）、原子力安全推進協会（JANSI）および電力中央研究所・原子力リスク研究センター（NRRC）のトップが一堂に会し、自主的に安全性向上の取り組みを進める中で、それぞれの果たすべき役割や新たな取り組みなどについて議論を行った。

具体的には、原子力事業者は、電事連の安全マネジメント改革タスクチームの活動において、各社の取り組みを紹介し合い、ベストプラクティスを学び、自らの活動に取り入れるなど、引き続き不断に安全性を追求するとともに、長期運転も含め発電所を安全に運営するための施策に取り組むこと、また、これらの取り組みを進める中で、各機関と以下の取り組みを連携して実施していくことを改めて確認した。

- ✓ ATENAと連携した既設炉の安全な長期運転に向けた経年劣化管理など共通技術課題の検討による効果的な安全対策の導入促進、安全性を向上させた新型燃料導入など新知見・新技術の積極的活用、規制との技術的な議論の推進など
- ✓ JANSIと連携した厳格かつ効果的・効率的ピアレビューの追求とピアレビューの指摘に対する改善、日常的な発電所パフォーマンスの監視・評価と改善、BWRを含む長期停止プラントの再稼働を安全に進めるための施策推進など
- ✓ NRRCと連携したリスク評価手法の高度化と実機適用の促進、リスク情報を活用した意思決定の一層の定着およびリスクマネジメント強化の促進など

原子力発電は、ゼロエミッション電源で確立された技術であることや、ウクライナ情勢の影響等による化石燃料価格の高騰および燃料調達への不安を踏まえると、この重要性はますます高まっている。私ども原子力事業者は、将来にわたって原子力発電を活用していくことが不可欠と考えており、今後とも自主的に安全性を追求するとともに、原子燃料サイクルの確立に取り組んでいく。また、原子力施設の状況や安全性向上の取り組み等について、産業界全体で、立地地域をはじめ広く社会の皆さまと積極的にリスクコミュニケーションを図り、信頼の回復に努めてまいり所存。